

○国立大学法人長岡技術科学大学男女共同参画推進室規則

平成30年6月6日

規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）に、長岡技術科学大学男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、男女共同参画を推進することにより、教職員及び学生がその能力を十分に発揮できる環境を整備し、もって本学の教育研究活動の活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 男女共同参画の推進に係る基本方策に関すること。
- 二 男女共同参画の推進方策の企画及び実施に関すること。
- 三 男女共同参画の推進活動の実施状況の分析、評価及び改善に関すること。
- 四 男女共同参画のために必要な啓発活動に関すること。
- 五 男女共同参画に関する情報提供及び広報・公表に関すること。
- 六 その他男女共同参画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
  - 二 室員
- 2 室長は、学長が指名する学長補佐をもって充てる。
  - 3 室長は、推進室の業務を掌理する。
  - 4 室員は、次の各号に掲げる者の中から学長が指名する。
    - 一 専攻ごと及び基盤共通教育部（室長が所属するものを除く。）の教員 各1人
    - 二 事務職員及び技術職員 若干人
  - 5 前項の指名は、室長の意見を聴いて行うものとする。
  - 6 学長は、第4項各号以外の者を室員に指名することができる。
  - 7 室員の構成は、第4項各号に規定するそれぞれについて男女の数が同数となるように努めるものとする。

(室員の任期)

第5条 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進室会議)

第6条 推進室の所掌事項を審議するため、推進室に男女共同参画推進室会議（以下「推進室会議」という。）を置く。

- 2 推進室会議は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 室長
  - 二 室員

三 その他学長又は室長が必要と認める者

3 室長は、推進室会議を招集し、その議長となる。

4 室長が必要と認めるときは、構成員以外の者を推進室会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進室に、所掌事項を円滑に処理するため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年6月6日から施行する。

2 この規則施行後の最初の室員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。